

法学研究科 法学研究科 ビジネス法務専攻〔博士後期課程〕

ディプロマ・ポリシー(DP)	カリキュラム・ポリシー(CP)
法学研究科では、法律学とその社会での実践について、高度な専門知識を修得するとともに、「共生」の理念を理解し、社会の持続可能性に配慮するリーガル・マインドを身につけた者に学位を授与する。 ◆ビジネス法務専攻〔博士後期課程〕 ビジネス法務専攻（博士後期課程）では、次の要件を満たすとともに、所定の単位を修得し、本研究科が行う審査及び試験（論文審査と口述試問）に合格した者に、博士（法学）の学位を授与する。 １． 高度な法的解釈能力と論文作成能力を身につけていること。 ２． 学術的な見地から、新たなビジネススキームの開発ができること。 ３． 法的観点から経営戦略を立てたり、リスクを発見し解決策を提示できる法務人材を育成する能力を身につけていること。	法学研究科では、金融法務、企業法務の現代的な課題について理論と実務の双方からアプローチでき、新たなルールや取引スキームを開発できる能力を持ったビジネス法務専門家となる人材を養成することを基本方針とする。 ◆ビジネス法務専攻〔博士後期課程〕 法学研究科では、学位の授与方針（ディプロマポリシー）に沿った成果を上げるために、カリキュラムを「特殊研究」「専門教育教授法」「研究指導」から構成する。 「特殊研究」では、各自の研究テーマに対応して学修できるよう多様な科目を配置することにより、自立した研究活動を行うことができる能力を養成する。 「専門教育教授法」では、実務家教員に求められる教育・指導力を養う。 １年次から３年次まで「研究指導」を配置し、指導教員による継続的・段階的な指導のもと博士論文を作成する。 なお、教育の質保証の観点から、指導教員以外の教員が審査に加わる研究指導発表会での報告を義務付け、その合格をもって博士論文の提出資格を認めることとする。